

○豊川市ジオスペース館管理規則

平成 11 年3月 31 日規則第 28 号

改正

平成 13 年3月 30 日規則第 20 号

平成 16 年3月 31 日規則第 21 号

平成 25 年3月 28 日規則第3号

豊川市ジオスペース館管理規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、[豊川市ジオスペース館条例\(平成 11 年豊川市条例第 15 号。以下「条例」という。\)](#)第 17 条の規定に基づき、豊川市ジオスペース館(以下「ジオスペース館」という。)の管理について必要な事項を定めるものとする。

(利用時間等)

**第2条** プラネタリウムドーム(以下「ドーム」という。)の利用時間は、午前9時 30 分から午後9時までの時間のうち市長がその利用又は入場を許可した時間とする。

2 ドーム以外の施設の利用時間は、午前9時 30 分から午後6時までとする。ただし、次に掲げる日の利用時間は、午前9時 30 分から午後7時までとする。

(1) 金曜日(国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たる日を除く。)

(2) 6月1日から9月 30 日までの日(日曜日、土曜日、休日又は前号に掲げる日に当たる日を除く。)

3 ドームにおける天体運行等の映写は、専用による利用において映写する場合を除き、1日につき3回とし、その開始時間は、午前 10 時 30 分、午後1時 30 分及び午後3時とする。

4 市長は、必要があると認めるときは、第1項若しくは第2項に規定する利用時間又は前項に規定する映写の回数若しくは開始時間を変更することができる。

(休館日)

**第3条** ジオスペース館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 月曜日

(2) 休日の翌日(その日(1月2日を除く。)が日曜日、月曜日又は土曜日に当たるときは、火曜日)

(3) 1月1日、同月3日、同月4日及び 12 月 29 日から同月 31 日までの日

(4) 毎月第3水曜日(その日が休日の翌日に当たるときは、その日の翌日)

(利用許可の申請)

**第4条** [条例第5条第1項](#)の規定により、ドーム(専用で利用する場合を除く。)への団体による入場(以下「団体利用」という。)又はドーム若しくは附属設備の専用による利用(以下「専用利用」という。)の許可を受けようとする者は、豊川市ジオスペース館利用許可申請書([様式第1号](#)。以下「許可申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 許可申請書は、利用日前2月から5日までに提出しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(利用の許可)

**第5条** 市長は、団体利用又は専用利用を許可したときは、豊川市ジオスペース館利用許可書([様式第2号](#)。以下「利用許可書」という。)を交付する。

- 2 ドーム(専用で利用する場合を除く。)に個人で入場する者(以下「個人利用者」という。)については、豊川市ジオスペース館プラネタリウム入場券(様式第3号。以下「入場券」という。)の購入をもって入場の許可を受けたものとみなす。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める方法により入場の許可を受けなければならない。

- (1) 条例別表第1備考第1項に該当して入場する小学生又は中学生 同項に規定する書類の職員への提示
- (2) 条例別表第1備考第2項に該当して入場する未就学児 職員への申出  
(入場料及び使用料の減免の申請)

**第6条** 条例第13条の規定により入場料又は使用料の減免を受けようとする者は、豊川市ジオスペース館入場料・使用料減免申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。  
(利用の変更)

**第7条** 団体利用又は専用利用の許可を受けた者(以下「許可利用者」という。)は、利用許可書に記載された事項を変更しようとするときは、豊川市ジオスペース館利用変更許可申請書(様式第5号)に利用許可書を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、団体利用又は専用利用の変更を許可したときは、許可利用者に豊川市ジオスペース館利用変更許可書(様式第6号)を交付する。  
(利用の許可の取消し)

**第8条** 許可利用者は、団体利用又は専用利用の許可の取消しを受けようとするときは、豊川市ジオスペース館利用許可取消申請書(様式第7号)に利用許可書を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、団体利用又は専用利用の許可を取り消したときは、許可利用者に豊川市ジオスペース館利用許可取消通知書(様式第8号)を交付する。  
(入場料及び使用料の還付)

**第9条** 条例第14条第2項又は第3項の規定により入場料又は使用料を還付する場合において、その還付する額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 条例第14条第3項第1号に該当する場合で、団体利用又は専用利用の許可の取消しの申請が利用日前5日までになされたとき 入場料又は使用料の額の9割に相当する額
- (2) 条例第14条第3項第1号に該当する場合で、団体利用又は専用利用の変更の申請が利用日前5日までになされたとき 変更前の入場料の合計額と変更後の入場料の合計額との差額に相当する額又は変更前の使用料の合計額と変更後の使用料の合計額との差額に相当する額
- (3) 条例第14条第2項又は第3項第2号に該当するとき 入場料又は使用料の額に相当する額  
(利用許可書等の提示等)

**第10条** 許可利用者及び個人利用者は、当該利用に際しては、許可利用者にあつては利用許可書を、個人利用者(第5条第3項各号に掲げる利用者を除く。)にあつては入場券を職員に提示しなければならない。  
(利用者等の遵守事項)

**第11条** 豊川市ジオスペース館を利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 立入禁止箇所等危険な場所に立ち入らないこと。
- (3) 他人に危害を加え、又は迷惑となる物品、動物等を携行しないこと。
- (4) 許可を受けないで施設で物品を展示し、又は販売しないこと。
- (5) 許可を受けないで壁、柱、扉等に張り紙等をしないこと。

(6) 施設又は附属設備を毀損し、又は滅失しないこと。

2 専用利用をする者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 収容人員を超えてドームに入場させないこと。

(2) 催物等を行う場合は、ドーム内外の秩序を保持するため必要な整理員等を置き、入場者に前項各号に掲げる事項を守らせること。

(3) 許可を受けた時間の範囲内で、利用目的のための準備作業、ドーム及び附属設備の原状回復等を行うこと。

(施設等の毀損等の届出)

**第12条** ジオスペース館を利用する者は、その施設又は附属設備を毀損し、又は滅失したときは、直ちに豊川市ジオスペース館毀損・滅失届([様式第9号](#))を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(附属設備の点検)

**第13条** 許可を受けて附属設備を利用する者は、利用を終わったときは、職員の点検を受けなければならない。

#### 附 則

この規則は、平成11年7月16日から施行する。

**附 則**(平成13年3月30日規則第20号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

**附 則**(平成16年3月31日規則第21号)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正後の豊川市ジオスペース館管理規則に規定する様式に相当する従前の様式による用紙があるときは、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**附 則**(平成25年3月28日規則第3号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。